

南幌町障がい福祉計画に基づく  
平成19年度実績評価

平成20年10月

## 平成 19 年度実績評価にあたって

南幌町では平成 18 年度に南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画を策定し、「誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現」を目指して町づくりを進めています。

本報告は計画における前年度実績を評価することで障がい者施策の質とニーズを捉えたサービスを確保し、更に第 2 期計画に反映させることを目的としています。平成 19 年度に実施しました平成 18 年度(平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月まで)の各サービスの実績評価では、日中活動系サービスの短期入所が大幅に増加した以外は、ほぼ見込みどおりの結果となっていますが、平成 19 年度についても同様の結果となっています。

また、町が主体で実施する地域生活支援事業の移動支援事業の利用が平成 18 年度実績では見込みをかなり下回る結果となっていましたが、これについても平成 19 年度においては大幅な利用増加がみられています。

短期入所や移動支援事業の利用増加の主な理由は個々のご家庭の事情によるものですが、自立支援法の内容の理解が進んだことも一要因ではないかと考えられます。

障がいのある方々が必要なサービスを必要なときに受けられるよう、一層の相談支援の充実や福祉サービスの啓蒙に努めるとともに、関係機関との連携を深め、各施策の推進を図ってまいりますので、今後とも各施策の推進についてご協力下さいますようお願い申し上げます。

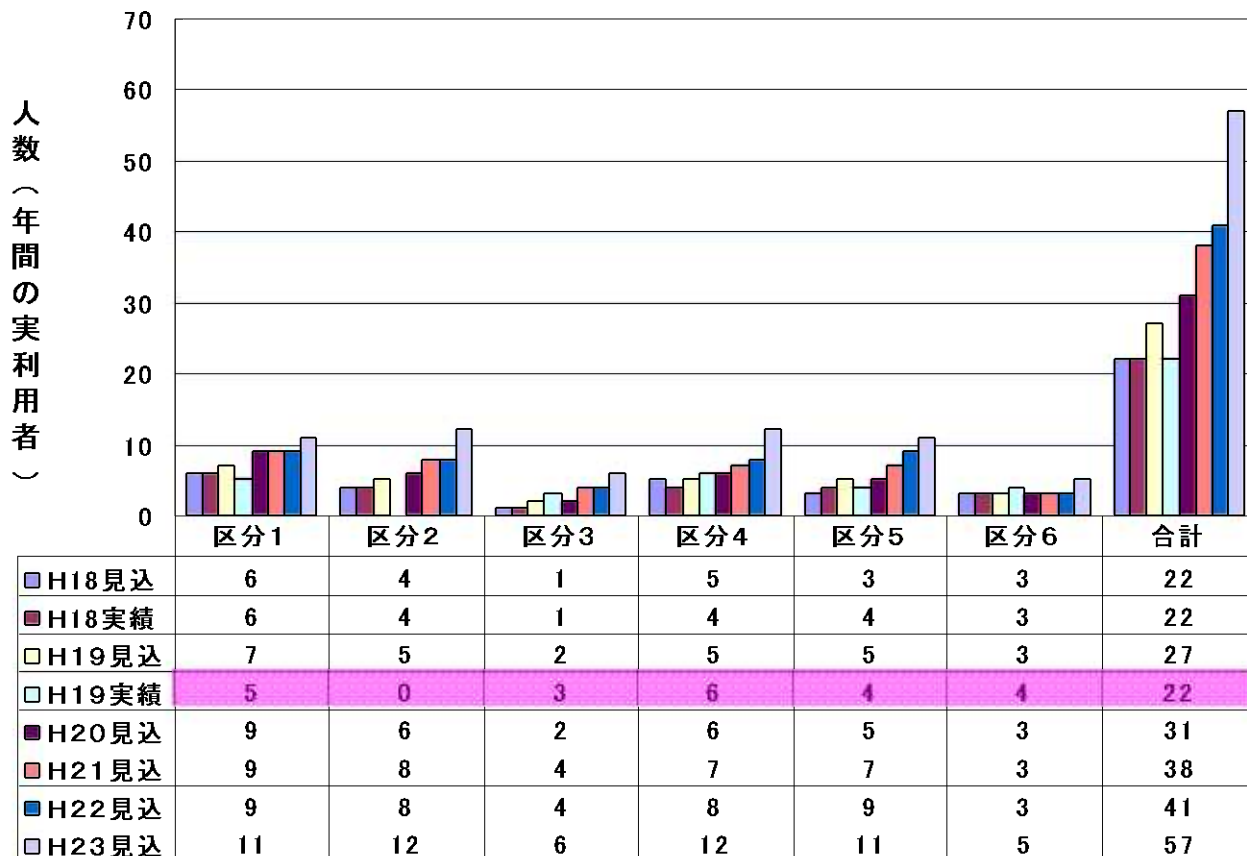
平成 20 年 10 月

## <目 次>

- 1 障がい程度区分の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 5 地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 7 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱・・・・・・・・17
- 8 南幌町障がい者計画等策定委員会名簿・・・・・・・・・・19

# 1 障がい程度区分認定

図1 障がい程度区分認定者の見込及び実績



平成18年度については、10月からの新体系開始に向けて、8月より南空知南部障がい認定審査会（夕張市・栗山町・由仁町・南幌町の共同設置）が設置され、のべ11回開催されました。

平成19年度については、月1回開催され全体で102件の審査が行われ、当町は22件の審査が行われました。見込値の27件より下回ったのは、当初、平成20年度に新体系移行を予定していた施設が次年度以降に変更されたためと考えられます。

【参考】南空知南部障がい認定審査会月別審査件数（月1回開催）

（単位：件数）

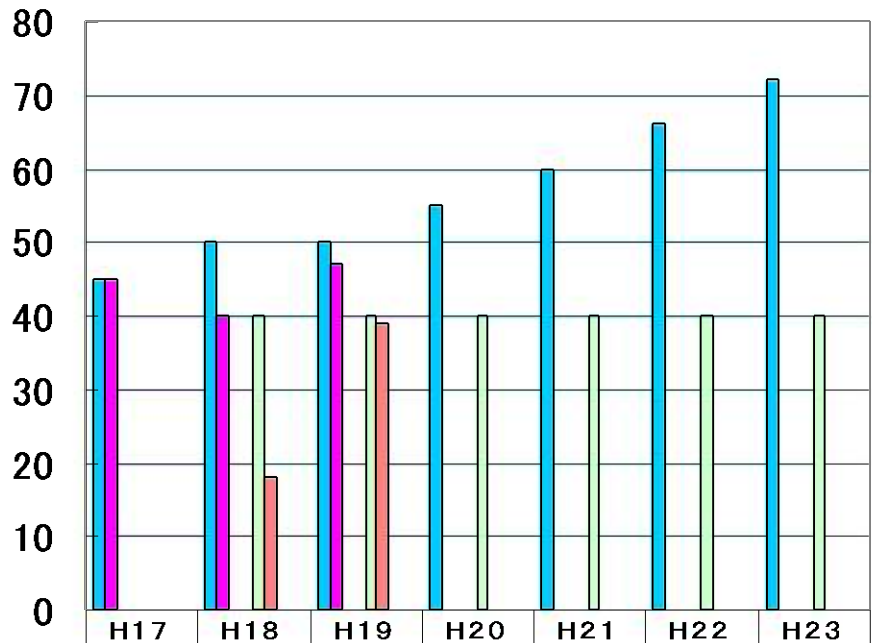
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
夕張	2	0	0	5	5	0	0	0	0	5	0	0	17
栗山	4	5	1	1	2	5	8	3	2	2	3	4	40
由仁	0	3	2	3	2	0	2	2	1	4	2	2	23
南幌	1	2	3	1	0	2	2	1	4	4	1	1	22
合計	7	10	6	10	9	7	12	6	7	15	6	7	102

## 2 訪問系サービス

障がい福祉計画22ページ参照

図2 訪問系サービス見込量及び実績

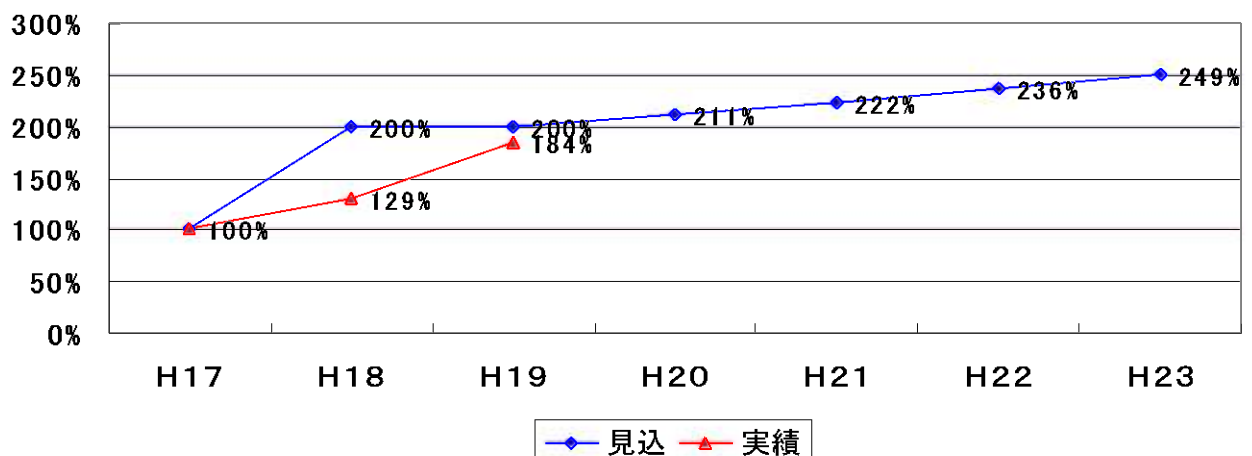
時間  
/月



居宅介護 見込	45	50	50	55	60	66	72
居宅介護 実績	45	40	47				
重度訪問介護 見込	0	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護 実績	0	0	0				
行動援護 見込	0	40	40	40	40	40	40
行動援護 実績	0	18	39				
重度障害者等包括支援 見込	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援 実績	0	0	0				

障がい福祉計画22ページ参照

図3 訪問系サービス伸び率



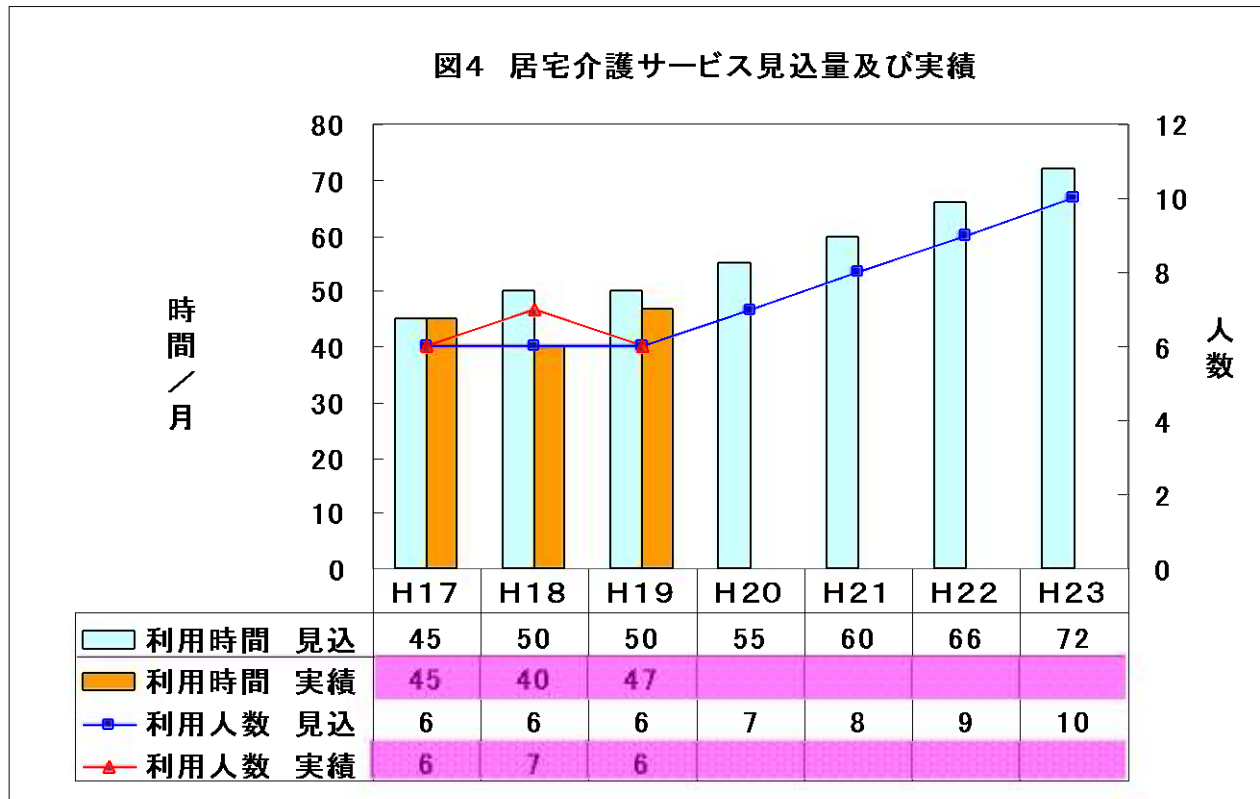
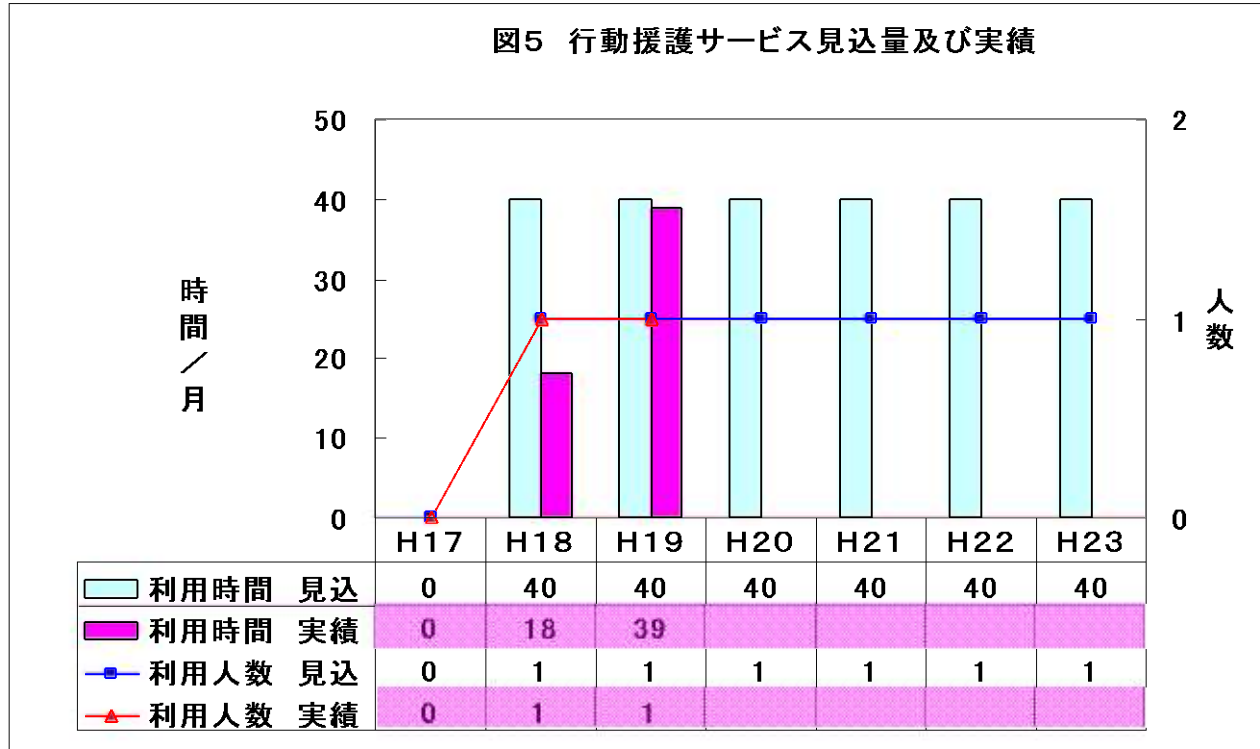


図2の居宅介護見込量の平成19年度実績は、利用者全員の年間利用時間を月平均で表しています。

図3の訪問系サービス伸び率は、H17年度実績の利用量を基準としており、H18年度見込率が増加しているのは、特別支援学校卒業生のサービスを見込んだためです。平成19年度実績については、行動援護の利用が見込近くの実績であったことがあげられます。

図4の居宅介護サービス見込み量については、利用時間の実績が平成19年度においては見込の時間に近づいています。理由としては、介護者の負担軽減等で定期的な利用が増加したことが要因として考えられます。居宅介護の内容は、家事援助1人と身体介護3人、身体介護と通院介助2人が利用しています。

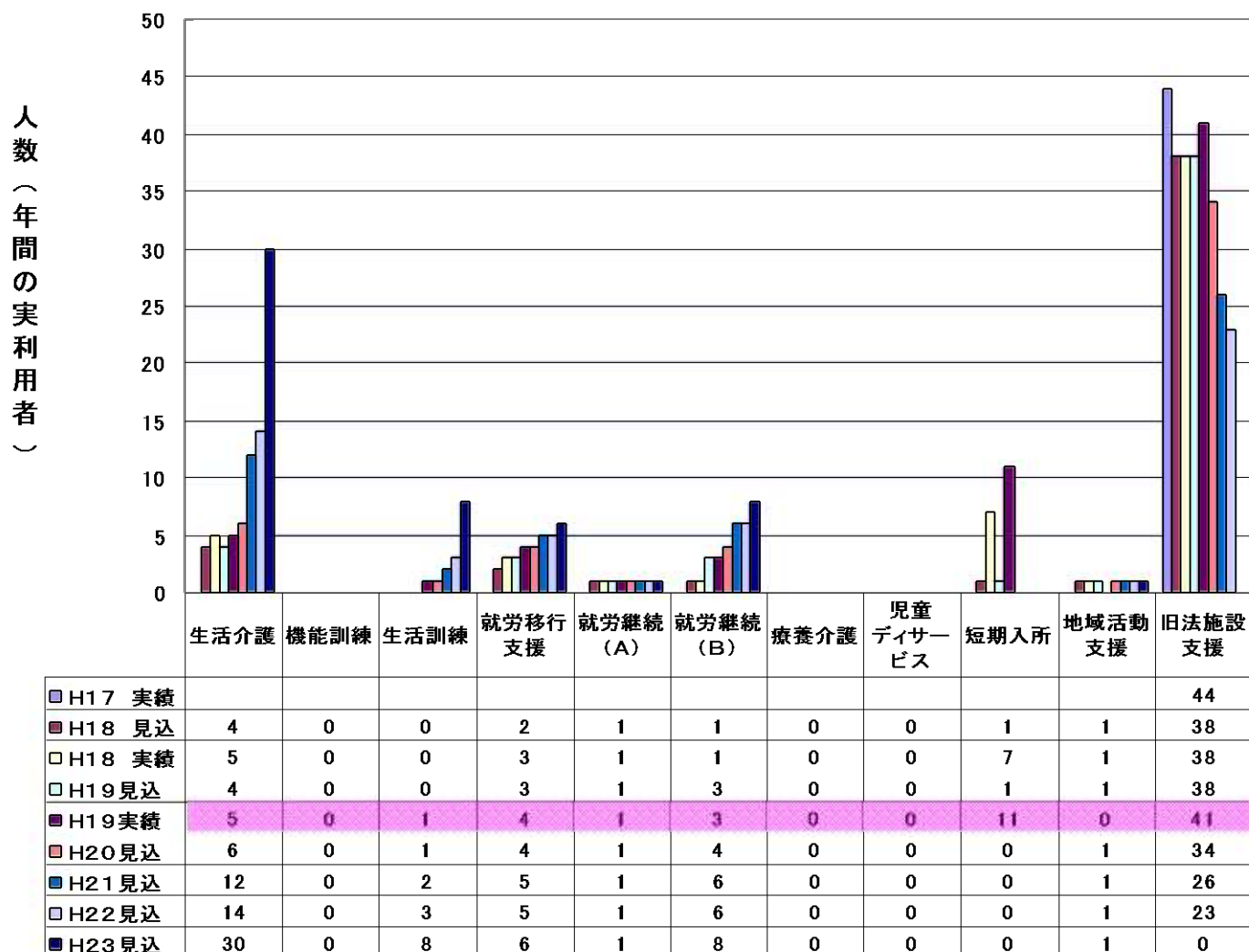
図5 行動援護サービス見込量及び実績



平成19年度の行動援護の実績については、ほぼ見込みどおりとなっており、利用者が外出支援として定期的に利用したものと考えられます。

### 3 日中活動系サービス

図6 日中活動系サービス利用者見込及び実績



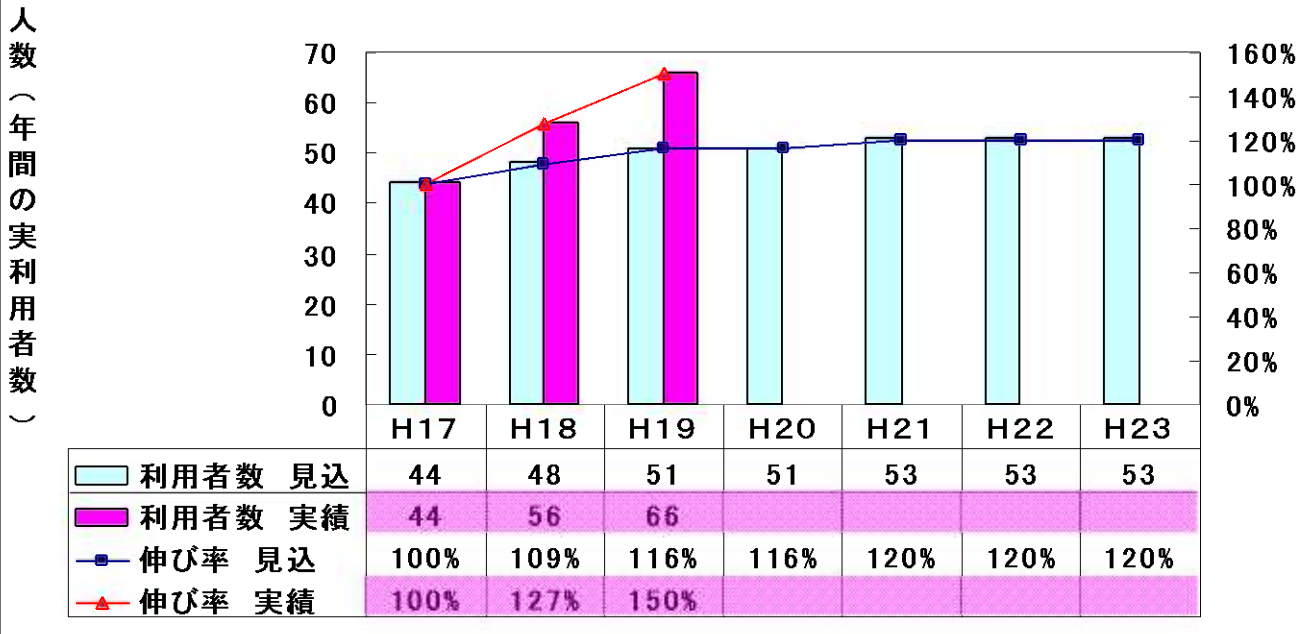
日中活動系サービスは、短期入所サービスの大幅な増加以外は、ほぼ見込どおりとなっています。

短期入所の大幅な増加要因としては家庭の事情や介護負担の軽減や本人の生活訓練のため利用が多かったと考えられます。

生活介護、就労継続（A型）は昨年の実績同様で推移しています。地域活動支援センターに関しては、利用者の転出により新規利用者がいない状況です。就労移行支援は新規利用者1人、就労継続（B型）は新規利用者1人と他のサービスから移行した方が1人、自立訓練（生活訓練）は特別支援学校卒業生1人、旧法施設支援（通所）の利用は特別支援学校卒業生1人と他のサービスからの移行した方が1人、入所から通所サービスへ移行した方が1人（重複）で見込より3人の増加となっております。

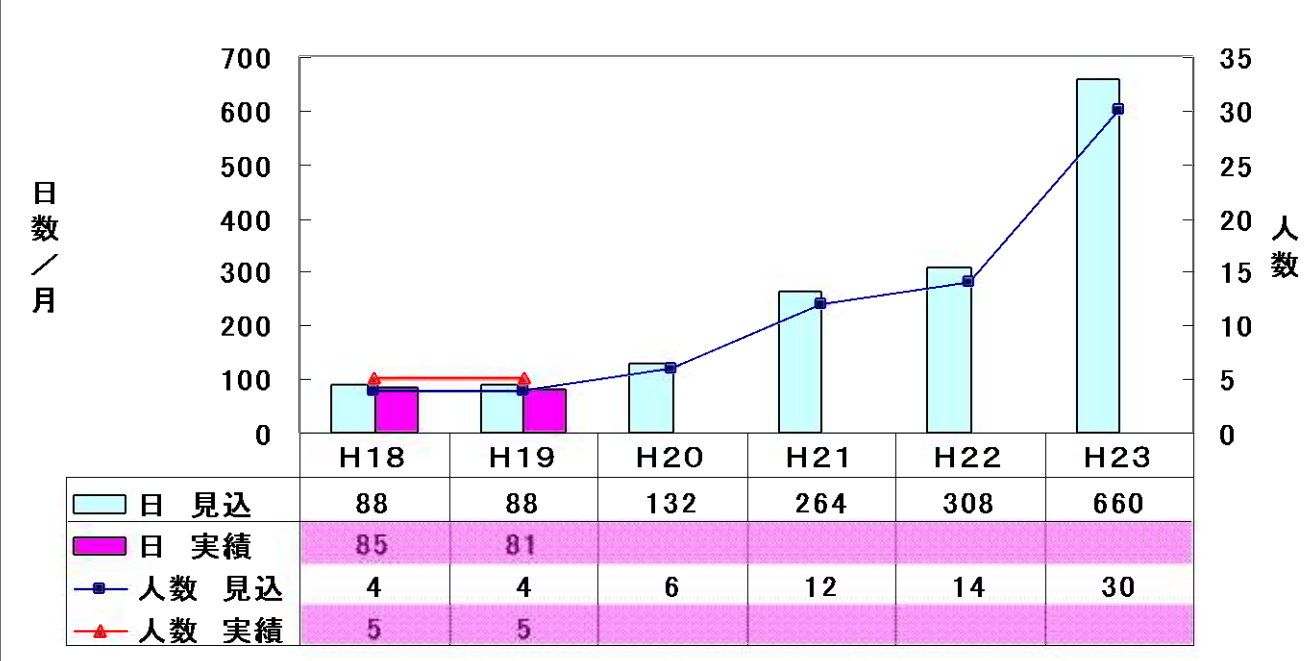


図7 日中活動系サービス利用見込及び実績



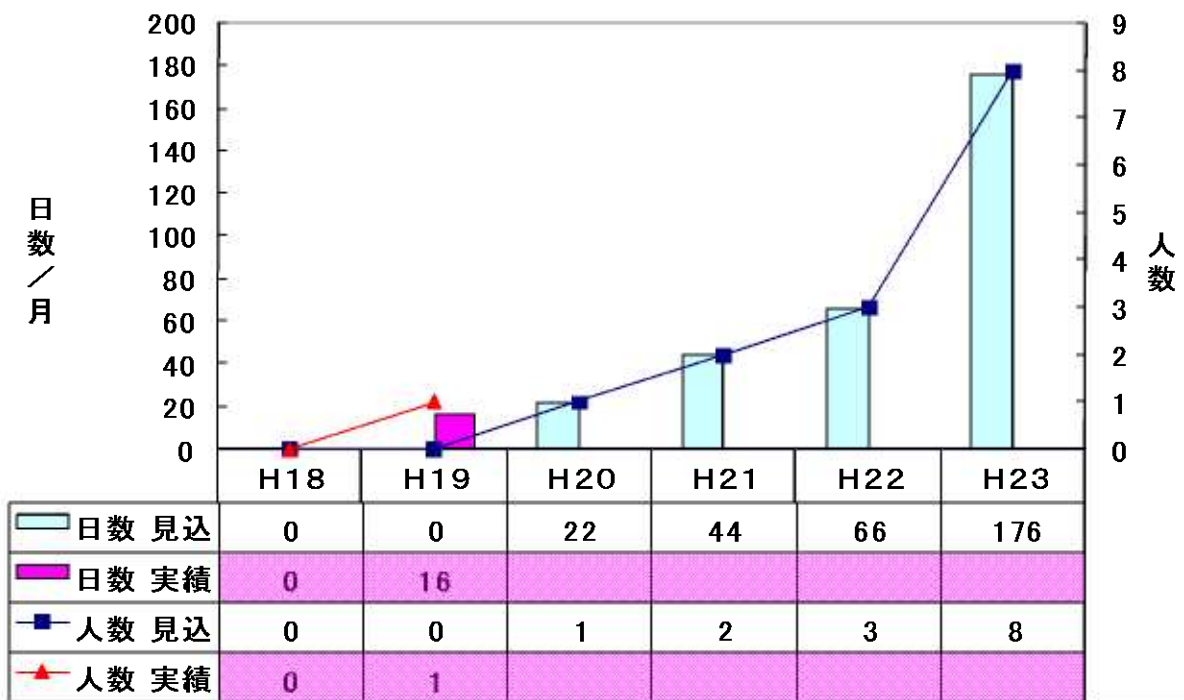
日中活動系サービス利用については、図6の各日中活動系サービスの総計となっています。利用の伸びの大きな要因としては、短期入所利用が見込に比べ大幅に増加したこと、特別支援学校卒業後の自立訓練（生活訓練）と旧法施設支援（通所）の利用があげられます。

図8 生活介護サービス見込量及び実績



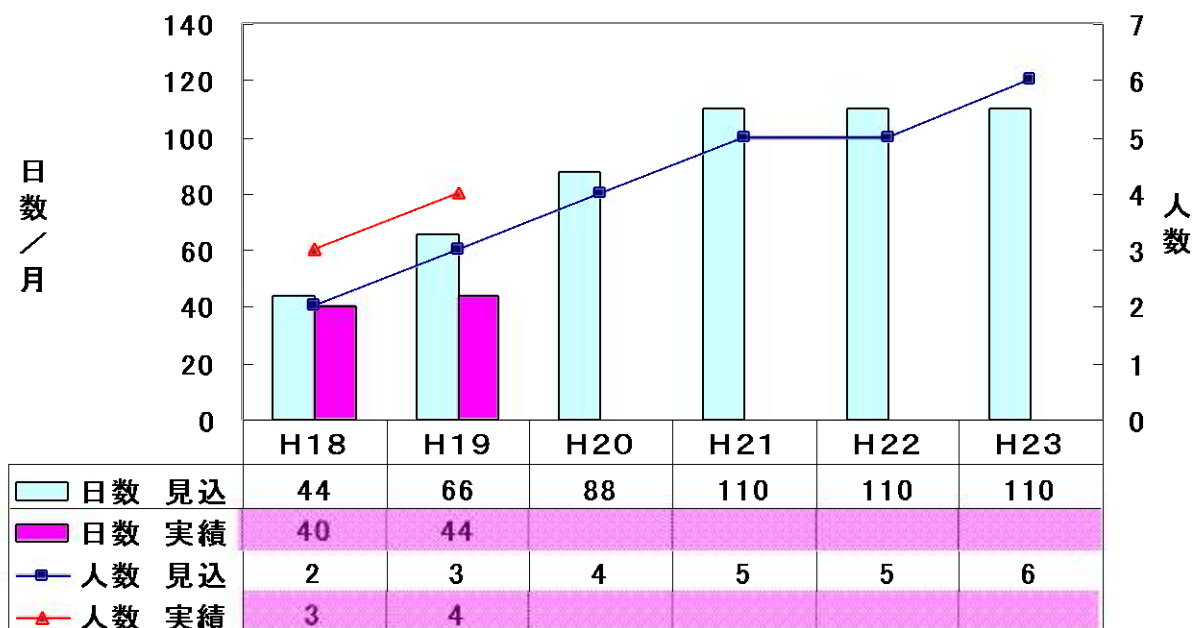
生活介護の利用人数については、昨年同様の5人となっていますが、利用日数については実績81日と見込よりやや下回っています。理由としては通常5日の利用が多い中、週1回程度の利用の方がいたことや、一時的に他のサービスを利用する等で利用回数が昨年より減少したと考えられます。

図9 自立訓練(生活訓練)サービス見込量及び実績

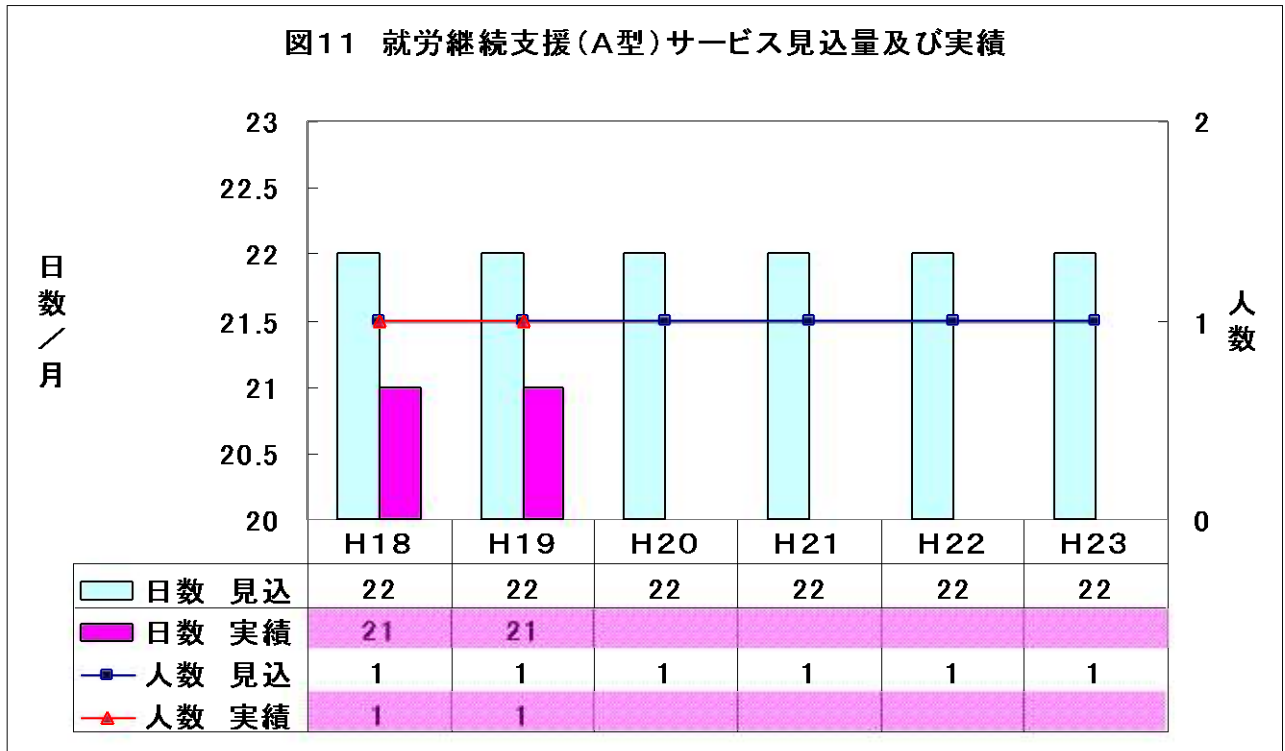


自立訓練（生活訓練）は、特別支援学校の卒業生が1人利用となっております。

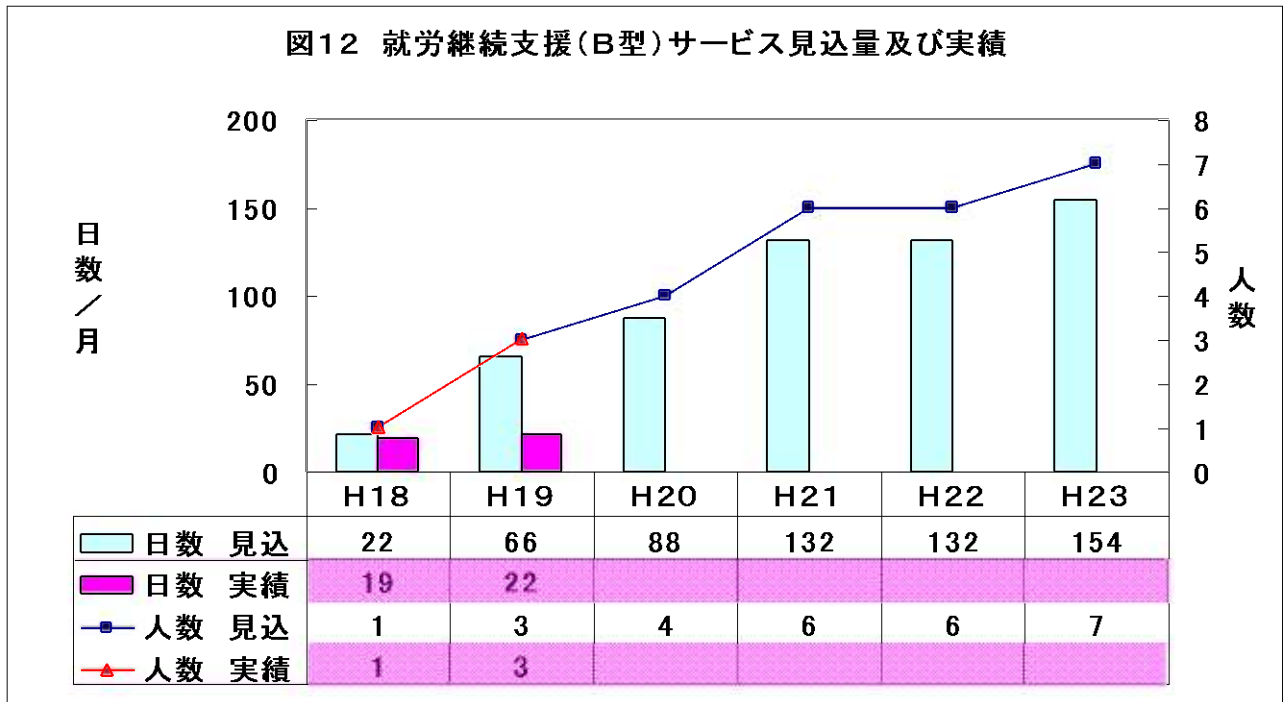
図10 就労移行支援サービス見込量及び実績



就労移行支援は、平成19年度の実績では利用者数は4人で、新規利用者が1人増加となっております。利用日数については、時期的な利用の方がいるため若干見込を下回る実績となっております。

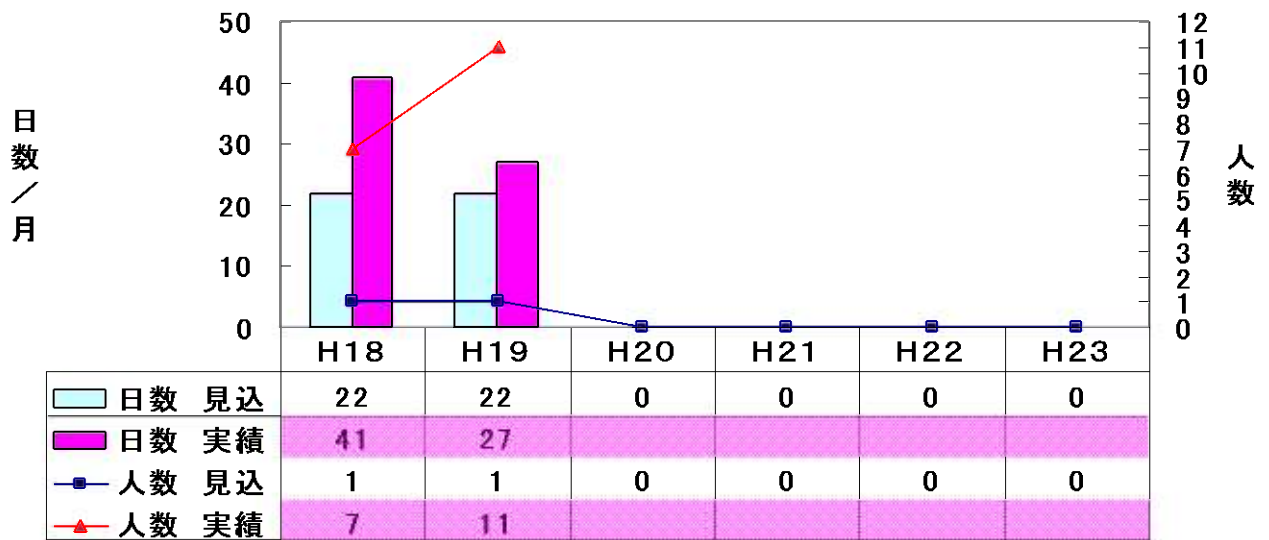


就労継続支援 A 型では、平成18年度と同様の利用となっています。



就労継続支援B型では、利用者数は見込どおりであるが、利用日数が少なかったのは、1か月のみの利用であったり、年度途中からの利用でかつ週数回の利用であったためと考えられます。

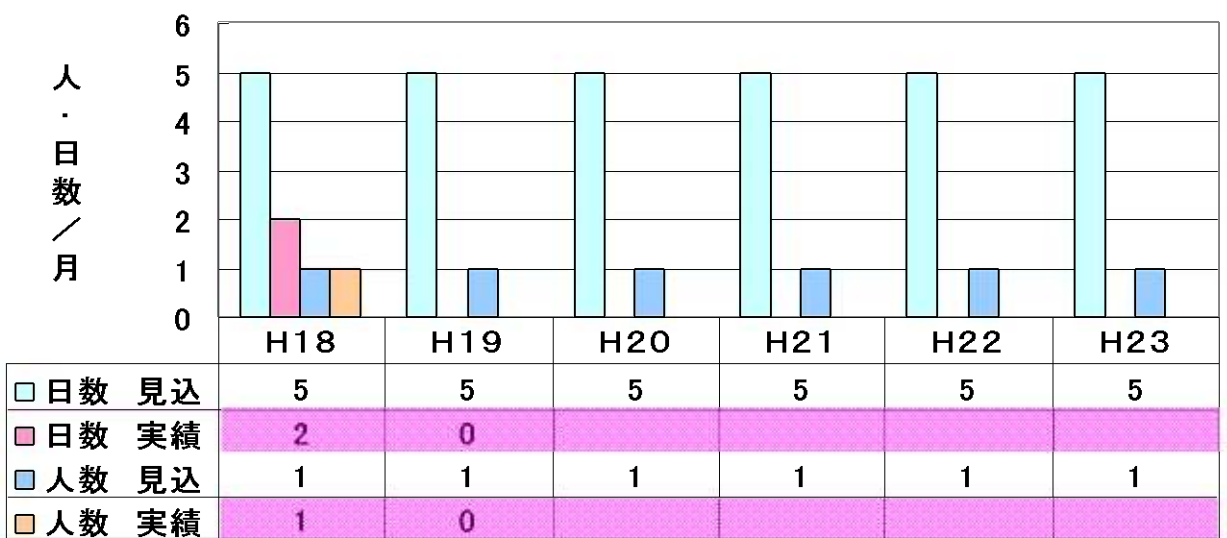
図13 短期入所サービス見込量及び実績



短期入所サービス利用については、実績で利用人数が11人（うち児童4人）と大幅に増加しています。これは、家庭の事情や介護負担軽減による利用が多かったと考えられます。

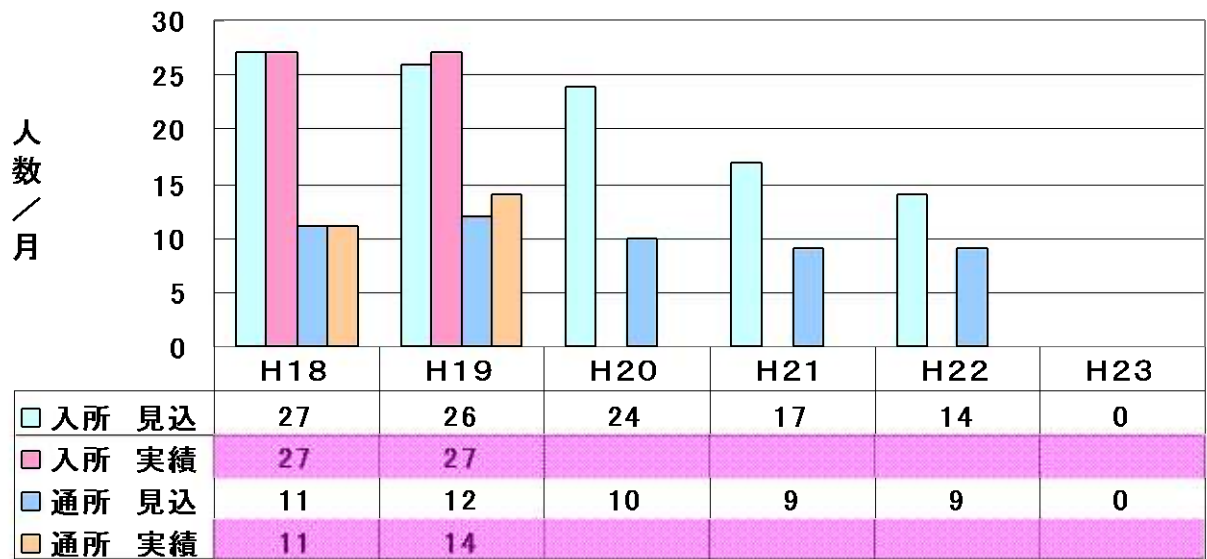
それに比して利用日数が減少しているのは、介護者の都合等による一時的な利用に限局したためと考えられます。

図14 地域活動支援センターサービス見込量及び実績



地域活動支援センターサービスについては、利用者の転出により、新規利用者がいない状況となっています。

図15 旧法施設支援サービス見込量及び実績

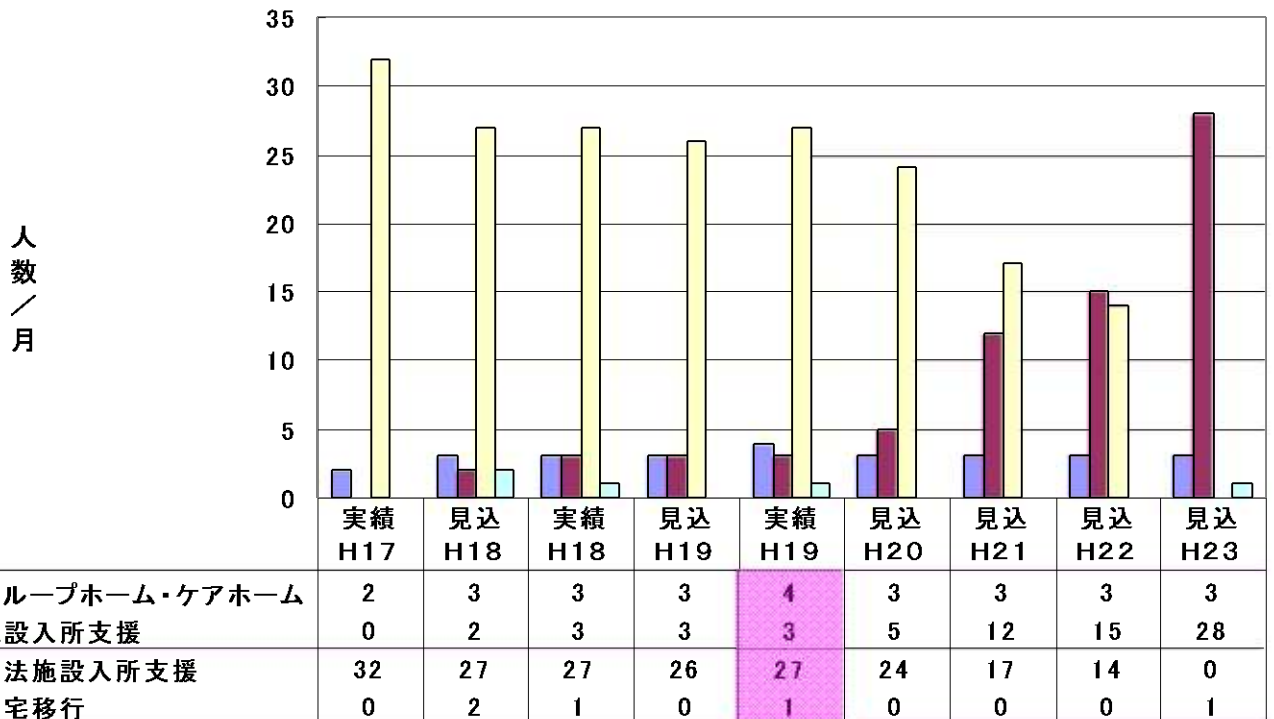


旧法施設支援サービスの実績については、平成19年度は、通所が見込より2人増となっており、1人は特別支援学校卒業生と、1人は他のサービスから移行した方となっています。旧法施設で行われているサービスの内訳については、入所では身体障がい者施設数4ヶ所で利用者7人（旧療護施設4人、旧授産施設3人）、知的障がい者施設数13ヶ所で20人（旧更生施設18人、旧授産施設2人）となっています。通所では、知的障がい者の利用者14人（旧更生施設11人、旧授産施設3人）となっています。

## 4 居住系サービス

障がい福祉計画38ページ参照

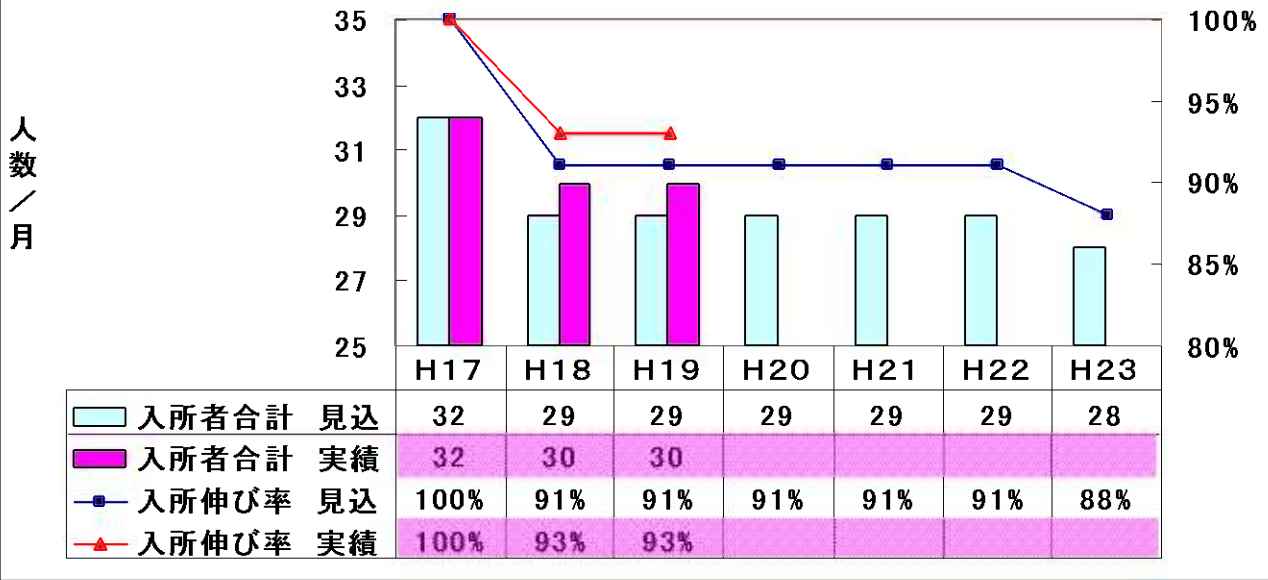
図16 居住系サービス見込量及び実績



居住系サービスについては、在宅からケアホームを利用された方が1人、旧法施設入所支援から在宅に移行した方が1人います。

旧法施設入所支援については、入所から通所へ移行した方（重複者）がいるため増減なしとなっています。

図17 施設入所者数見込量及び実績



施設入所者数は図16の施設入所支援と旧法施設入所支援の合計数となっています。平成19年度については、年度途中より在宅になった方が1人います。

## 5 地域生活支援事業

障がい福祉計画 40～43 ページ参照

### 【相談支援事業】

(単位：箇所)

	H18 見込	H18 実績	H19見込	H19実績	H20 見込	H23 見込
障がい者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1
相談支援事業機能強化事業	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1

実績箇所数については、見込どおりとなっています。

### 【コミュニケーション事業】

(単位：人)

	H18 見込	H18 実績	H19見込	H19実績	H20 見込	H23 見込
手話通訳者派遣事業	2	2	2	3	2	2

平成19年度実績は実人数3人で病院受診や相談・会議での通訳派遣となっています。この事業に関しては自己負担は無料となっています。

### 【日常生活用具給付等事業】

(単位：件数)

	H18 見込	H18 実績	H19見込	H19実績	H20 見込	H23 見込
介護・訓練支援用具（特殊寝台等）	4	5	2	2	2	2
自立生活支援用具（入浴補助用具等）	3	4	1	0	1	1
在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器等）	1	1	1	0	1	1
情報・意思疎通支援用具（盲人用時計等）	1	2	1	1	1	1
排泄管理支援用具（ストマ装具等）	60	28 ※66	72	80	72	84
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	1	2	1	0	1	1

平成19年度実績については、利用件数が83件で利用は11人となっています。利用件数については、自立生活支援用具（入浴補助用具等）、在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器等）、居宅生活動作補助用具（住宅改修）以外は、ほぼ推計どおりとなっています。排泄管理支援用具では、紙オムツが2人（新規1人）、ストマ用具7人（新規2人）となっています。

（※66件：平成18年10月に補装具給付制度から日常生活用具給付事業へ変更となったため合計した場合の件数です。）



**【移動支援事業】**

	H18 見込	H18 実績	H19 見込	H19 実績	H20 見込	H23 見込
実施見込箇所	4	4	4	3	4	4
利用人数	4	1	5	8	6	8
利用時間	35	2	40	228	45	60

移動支援事業は、平成 19 年度は、前年度同様 14 人（うち児童 5 人）が利用決定を受けましたが、実際の利用は 8 人で利用時間についても 228 時間と大幅な増加となっており、その理由は通院や家庭の事情による利用が増加したことが考えられます。

**【日中一時支援事業】**

	H18 見込	H18 実績	H19 見込	H19 実績	H20 見込	H23 見込
実施見込箇所	5	5	5	3	5	5
利用人数	8	10	8	14	9	11

日中一時支援事業は、平成 19 年度は昨年より 3 人多い 16 人（うち児童 7 人）が利用決定を受け、14 人（うち児童 6 人）が利用している状況です

# 参 考 資 料

## I 障がい福祉サービス量一覧表

(単位：人)

		H18見込	H18実績	H19見込	H19実績	H20	H23
訪問系サービス	居宅介護	6	7	6	6	7	10
	重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	行動援護	1	1	1	1	1	1
	重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	4	5	4	5	6	30
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	1	1	8
	就労移行支援	2	3	3	4	4	6
	就労継続支援（A型）	1	1	1	1	1	1
	就労継続支援（B型）	1	1	3	3	4	7
	療養介護	0	0	0	0	0	0
	児童デイサービス	0	0	0	0	0	0
	短期入所	1	7	1	11	0	0
	地域活動支援センター	1	1	1	0	1	1
旧法施設支援（入所・通所）	38	38	38	41	34	0	
居住系サービス	グループホーム ケアホーム	3	3	3	4	3	3
	施設入所支援	2	3	3	3	5	28
	旧法施設支援（入所）	27	27	26	27	24	0

## Ⅱ 地域生活支援事業サービス量一覧表

(単位：人)

		H18見込	H18実績	H19見込	H19実績	H20	H23
相談支援事業	相談支援	2	2	2	2	2	2
	障がい者相談支援事業 (単位：箇所)	2	2	2	2	2	2
	地域自立支援協議会 (単位：箇所)	1	1	1	1	1	1
	相談支援事業機能強化事業	1	1	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1
コミュニケーション支援事業							
	手話通訳者派遣事業	2	2	2	3	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	4	5	2	2	2	2
	自立生活支援用具	3	4	1	0	1	1
	在宅療養等支援用具	1	1	1	0	1	1
	情報・意思疎通支援用具	1	2	1	1	1	1
	排泄管理支援用具 (給付件数/計画当初の考え方での件数)	5 (60)	5(28/66)	6 (72)	9 (80)	6 (72)	7(84)
	居宅生活動作補助用具	1	2	1	0	1	1
移動支援事業							
	利用人数	4	1	5	8	6	8
	利用時間(単位：時間)	35	2	40	228	45	60
地域活動支援センター		1	1	1	0	1	1
日中一時支援事業		8	10	8	14	9	11
生活サポート事業		0	0	0	0	0	0

# 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に基づき、南幌町障がい者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき、南幌町障がい福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の点検・評価に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体
- (3) 障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を委嘱しようとするときは公募を行うものとする。この場合において、当該公募委員の数は2名以内とする。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱（平成19年南幌町訓令第11号）は廃止する。

## 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会名簿

氏 名	区分
前川 政則	学識経験者（南幌養護学校校長）
成田 由男	社会福祉協議会会長
安藤 一雄	民生・児童委員会長
井口 進	医療機関関係
栗林 和史	社会福祉関係機関
田中 秀巳	社会福祉関係機関
熊木喜美夫	障がい者団体代表
中村 達子	障がい者団体代表
加藤 顕光	障がい者団体代表
小林 修	障がい当事者及び家族
佐藤 純子	障がい当事者及び家族

計 11 名